

長崎県立大学授業料未納者に係る除籍等の取扱規程

〔平成20年4月1日〕
規程第23号

改正 平成23年7月7日規程第33号

改正 平成27年3月3日規程第58号

改正 令和2年3月24日規程第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第46条第3号及び長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号）第36条第3号の規定に基づき、正当な理由がなく授業料を滞納した者（以下「授業料未納者」という。）に対する除籍、卒業及び休学等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(除籍の要件及び除籍日)

第2条 学長は、授業料未納者に対し、督促、催告及び除籍の予告をしてもなお授業料が納付されない場合は、次に定めるところにより当該未納者を除籍する。

(1) 授業料年額の2分の1に相当する額を9月末日時点で納付していない場合 同日付けで除籍する。

(2) 授業料年額の2分の1に相当する額を3月末日時点で納付していない場合 同日付けで除籍する。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、必要と認める場合は、同項各号に定める日以外の日をもって除籍することができる。

(督促)

第3条 学長は、授業料が納期限までに納付されない場合は、授業料未納者又はその連帯保証人に対し、督促状（様式第1号）を送付する。

(催告)

第4条 学長は、前条の督促状に記載された期限を過ぎてもなお授業料が納付されない場合は、授業料未納者及びその連帯保証人に対して催告状（様式第2号）を配達証明郵便により送付する。

(除籍の予告)

第5条 前条の催告状に記載された納付の期限を過ぎてもなお授業料が納付されない場合は、授業料未納者及びその連帯保証人に面接等を実施し、修学意思の確認、納付指導及び授業料未納による除籍についての説明を行う。

2 前項の面接等に応じない者等については、除籍予告通知（様式第3号）を配達証明郵便により送付する。

(除籍の決定)

第6条 授業料未納者の除籍は、学長が決定する。

(除籍通知)

第7条 学長は、除籍を決定した場合は、除籍通知書を当該学生に送付するとともに、その写しを連帯保証人に送付する。

(履行期限延長者に対する督促手続等の省略)

第8条 長崎県公立大学法人債権管理規程(平成17年規程第24号)第15条の規定に基づく履行期限延長の承認を受けた者については、その延長された納付期限を超えてもなお未納の場合は、第3条から第5条までの手続を省略して除籍することができる。

2 前項の規定は、履行期限延長承認通知に、督促手続等の省略に係る記載がなされている場合に限り適用することができる。

(単位認定)

第9条 授業料未納の間は、原則として単位認定を行わない。

2 授業料未納の間に修得した単位は、除籍日をもってこれを取り消す。

(卒業又は修了)

第10条 授業料未納者については、その卒業又は修了を認めない。

(退学及び転学)

第11条 授業料未納者については、その退学及び転学を認めない。

(休学)

第12条 授業料未納者については、その休学を認めない。ただし、やむを得ない事情があると学長が認めた場合は、授業料納付計画書の提出を求め、休学を許可することができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度以降に入学する学生に適用する。

附 則(平成23年7月7日規程第33号)

この規程は、平成23年7月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月3日規程第58号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日規程第43号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。